

領事関係に関する日本国と中華人民共和国との間の協定の説明書

外務省

目次

一	概説	一
1	協定の成立経緯	一
2	協定締結の意義	一
二	協定の主要な内容	一
三	協定の実施のための国内措置	二

一 概説

1 協定の成立経緯

政府は、日中間の人的往來の緊密化に伴い急増する領事業務を一層効果的に処理する必要性が高まったことを受け、領事関係ウィーン条約の規定を確認し、補足すること等を目的とした国際約束の作成に向け、平成十五年（二十三年）四月に、両国間で交渉を開始した。鋭意交渉を行った結果、協定案文について最終的合意をみるに至ったので、平成二十年（二十八年）十月二十四日に北京において、日本側宮本在中国大使と中華人民共和国側胡正躍外交部部長助理との間でこの協定の署名が行われた。

2 協定締結の意義

この協定は、領事関係ウィーン条約の規定を確認し、補足すること等を目的とするものであり、日中間のより円滑な領事任務遂行のために有意義であり、ひいては日中両国間の友好関係の促進に資するものと考えられる。

二 協定の主要な内容

この協定は、前文、本文十五箇条及び末文から成り、それらの主要な内容は、次のとおりである。

1 「領事機関」、「領事管轄区域」、「領事機関の長」、「領事官」、「領事機関の公館」及び「領事機関の公文書」の定義について定める。（第一条）

2 領事任務は、領事機関によって遂行されること、また、協定に定めるところにより外交使節団によっても遂行されることについて定める。（第二条）

3 領事任務の内容について定める。（第三条）

4 接受国は、領事機関の長につき任務の遂行を承認した場合には、直ちにその旨を領事管轄区域内の権限ある当局に通知すること等について定める。（第四条）

5 接受国は、領事機関の任務の遂行のため、十分な便益を与えることについて定める。（第五条）

6 領事機関の公館の不可侵、領事官の住居の不可侵等について定める。（第六条）

7 領事機関の公文書及び書類の不可侵について定める。（第七条）

- 8 派遣国の国民に関する領事任務の遂行を容易にするため、接受国の権限のある当局は、派遣国の国民が逮捕された場合等には、そのような事実を領事機関に通報すること等領事官と派遣国の国民との通信及び接触の権利について定める。(第八条)
 - 9 接受国の権限のある当局が、関係のある情報を入力した場合の責務について定める。(第九条)
 - 10 領事官は、任務の遂行に当たり、領事管轄区域内の権限のある地方当局にあてて通信できること等について定める。(第十条)
 - 11 外交使節団による領事任務の遂行について定める。(第十一条)
 - 12 協定と領事関係に関するウィーン条約との関係等について定める。(第十二条)
 - 13 協定は、同時に、中華人民共和国香港特別行政区及び中華人民共和国マカオ特別行政区に適用することについて定める。(第十三条)
 - 14 両締約国の代表者は、共通の関心事である領事に関する事項について相互に協議するために随時会合することについて定める。(第十四条)
 - 15 協定の批准、効力発生及び終了について定める。(第十五条)
- 三 協定の実施のための国内措置
- この協定を実施するための新たな立法措置及び予算措置は、必要としない。